

社会福祉法人合併公告

平成22年7月1日、社会福祉法人久喜市社会福祉協議会、社会福祉法人菖蒲町社会福祉協議会、社会福祉法人栗橋町社会福祉協議会、社会福祉法人鷲宮町社会福祉協議会は解散し、同日合併して社会福祉法人久喜市社会福祉協議会を設立する旨を理事会の同意および評議員会の議決を得ましたので、この合併に対し異議のある債権者は、公告の日から平成22年6月20日までに申し出てください。

平成22年4月1日
 埼玉県久喜市青毛753番地1
 社会福祉法人久喜市社会福祉協議会
 会長 田中 暄 二
 埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲89番地1
 社会福祉法人菖蒲町社会福祉協議会
 会長 福島 英 二
 埼玉県久喜市間鎌255番地1
 社会福祉法人栗橋町社会福祉協議会
 会長 斉藤 和 夫
 埼玉県久喜市鷲宮6丁目1番7号
 社会福祉法人鷲宮町社会福祉協議会
 会長 本多 健 治

くらしの110番情報

県や市では、商品や契約、訪問販売などのトラブルについて専門の消費生活相談員がご相談に応じています。

市では、4月から相談日を月曜日から金曜日（祝日除く）に拡大します。

消費者トラブルは誰でも巻き込まれる可能性があります。

トラブルに巻き込まれても、ひとりで決めない、悩まない!!

困ったときは迷わず消費生活相談窓口にご相談ください。
県消費生活相談 月～金曜日 各9時30分～16時

問合せ 県消費生活支援センター 春日部 ☎048・734・0999

市消費生活相談 月～金曜日 各10時～12時／13時～16時

相談専用電話 ☎22・3925
問合せ くらし安全課市民生活・青少年係（内線2641）

平成22年 春の全国交通安全運動のお知らせ

4月6日(火)から15日(木)までの10日間、春の全国交通安全運動が実施されます。

また、4月10日(土)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることで、悲惨な交通事故をなくしましょう。

県下統一目標

- 飲酒運転の根絶
 - シートベルト・チャイルドシートの着用徹底と安全車間距離の保持
 - 自転車の安全利用の推進
- 問合せ** くらし安全課交通安全係（内線2643）



年金コラム

学生納付特例制度

学生のため収入がなく、国民年金保険料を納めることができないときは、「学生納付特例制度」があります。

○対象となる学生は？

次のいずれかに該当する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が一定額以下であるときです。

- ①学校教育法に規定された大学（大学院含む）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校その他の教育施設等に在籍する方（夜間・通信教育課程の学生。文部科学大臣が指定した海外大学の日本分校の学生も対象）。
- ②各種学校で1年以上の課程に在籍する方

○申請は？

次のものを持参し、市役所1階市民課または各総合支所1階市民税務課に申請してください。

申請に必要なもの 年金手帳、学生証または在学証明書、代理申請の場合は代理者の身分証明および印鑑

○対象となる期間は？

4月から年度末（翌年3月）の1年間

※前年度に承認された方で引き続き同じ学校に在学予定期間がある方には、日本年金機構から「必要事項を記載した申請書（はがき形式）」が3月中に送付されていますので、この申請書を日本年金機構埼玉事務センターへ郵送するだけで更新の申請が済みます（在学する学校等が変わった方については、はがき形式の申請はできませんので、改めて窓口で申請する必要があります）。

その他 申請が遅れると未納扱いとなり、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられなくなる場合もありますので、早めに申請してください。詳細については、お問い合わせください。

問合せ 市民課市民係（内線2662）／春日部年金事務所 ☎048・737・7510